

# 青森県報

号外第三十七号

平成三十一年  
三月二十九日  
(金曜日)

## 目次

### 教育委員会

- 青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則(教職員課) … 一
- 青森県立学校学則の一部を改正する規則 … (同) … 三
- 青森県立郷土館規則の一部を改正する規則 … (文化課財) … 四
- 青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令 … (職員福利課) … 四
- 青森県立郷土館規則施行規程の一部を改正する訓令 … (文化課財) … 五
- 青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令 … (職員福利課) … 五
- 青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令 … (同) … 五
- 青森県教育委員会関係職員被服貸与規程の一部を改正する訓令 … (学校施設課) … 六
- 青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令 … (教職員課) … 六
- 非常勤職員給与支給規程の一部を改正する訓令 … (職員福利課) … 七

## 教育委員会

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

青森県教育委員会

### 青森県教育委員会規則第四号

#### 青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育職員免許状に関する規則(昭和四十三年八月青森県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十二項」を「第十一項」に改め、同条第二項中「第六条第一項の表備考第十号若しくは第十一号」を「第二条第一項の表備考第十号、免許法施行規則第四条第一項の表備考第八号」に、「第十条の表備考第二号」を「第九条の表備考第三号」に改め、同条第三項中「第十二項」を「第十一項」に改める。

第五条中「第十八項」を「第十七項」に改める。

第十四条第一項の表中第三欄の欄を次のように改める。

#### 第三欄

四	四	一八	各教科の指導法に 関する科目又は教 育の基礎的 理解に関する科目	六
四	四	一六	同上	五
三	三	一四	同上	五
三	三	一二	同上	五
二	二	一一	同上	四
二	二	一〇	同上	三
四	四	二六	同上	
四	四	二三	同上	
三	三	二二	同上	
三	三	一九	同上	
二	二	一五	同上	
二	二	一三	同上	
四	四	一九	同上	五

六	七	八	九	四	五	六	七	八	九	四	五	六	七	八	九	二	二	三	三	四	四	二	二	三	三	三	三
八	九	一〇	一一	九	一〇	一三	一四	一五	一七	九	一〇	一一	一二	一三	一五	一二	一四	一七	一九	二一	二四	一〇	一二	一三	一五	一七	
六	六	七	八	二	二	三	三	四	四	二	二	三	三	四	四	一	一	二	二	二	二	三	三	四	四	五	

教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	大学が独自に設定する科目
-------------------	---------------	-------------------------------------	--------------

第四欄

第十五条中「教職に関する科目」を「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「養護又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改める。  
 第十六条中「教職に関する科目」を「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改める。  
 第十七条の表中第四欄の欄を次のように改める。

領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は基礎的理論の教育に関する科目等	各教科の指導法に関する科目又は基礎的理論の教育に関する科目	大学が独自に設定する科目
二	二	一〇	一一	
	五	五	四	五
	二	二		
	二			
	五			
	五			
	四			
	五			
	二			
	一〇			
	一〇			
	一二			
	三			
	三			
	三			
	四			

第三欄

第十四条第二項中「教科に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は基礎的理解に関する科目等」に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改め、同条第三項の表中第三欄の欄を次のように改める。

	五	五
	六	七
	四	五

		五	七		
一	一	一	二	七	七
二	二	二	二	二	三
六	三				

第十八条中「教科に関する科目、教職に関する科目」を「教科及び教職に関する科目」に、「養護に関する科目」を「養護及び教職に関する科目」に、「栄養に係る教育に関する科目」を「栄養に係る教育及び教職に関する科目」に改める。

- 附則中「第十九項」を「第十八項」に改める。
- 第十号様式中注2を削り、注3を注2とする。
- 第十三号様式中注2を削り、注3を注2とする。
- 第十四号様式中注1を削り、注2を注とする。

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

青森県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第五号

青森県立学校学則の一部を改正する規則

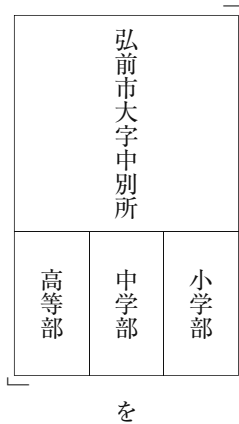
青森県立学校学則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

- 第八条中「各教科・科目の目標及び総合的な学習の時間のねらい」を「各教科・科目、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の目標」に改める。
- 第二十二条第一項中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。
- 第三十四条第四項ただし書を削る。

第三十五条中「視覚障害特別支援学校」を「視覚障害者に対する教育を主として行う特別支援学校（以下「視覚障害特別支援学校」という。）」に改める。



別表第二青森県立弘前第一養護学校の項中



附 則

- この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、改正後の青森県立学校学則（以下「改正後の規則」という。）第二十二条第一項の規定は、同日以降高等学校の第一学年に入学した生徒に係る卒業の認定から適用する。
- 前項の規定により、改正後の規則第二十二条第一項の規定が適用されるまでの高等学校の生徒に係る卒業の認定は、なお従前の例による。
- 青森県立三沢高等学校の英語科、青森県立田名部高等学校の英語科及び青森県立

弘前工業高等学校のインテリア科は、改正後の規則別表第一の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

青森県立郷土館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第六号

青森県立郷土館規則の一部を改正する規則

青森県立郷土館規則（昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第九条中「（以下「観覧者」という。）」を削る。

第十二条第一項中「全部を免除するものとする」を「全部又は一部を免除するものとし、その免除の額は、当該各号に定める額とする」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「とき。」を「とき 使用料の全部の額」に改め、同項第四号及び第五号中「。ただし、免除する付添人は、当該障害者一人につき一人までとする。」を「（免除する付添人は、当該障害者一人につき一人までとする。） 使用料の全部の額」に改め、同項第六号及び第七号中「とき。」を「とき 使用料の全部の額」に改め、同項第八号中「とき。」を「とき 使用料の全部又は一部の額」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第二号

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

所 出 庁  
 轄 先 内  
 教 機 一  
 育 機 般  
 機 関 関

平成三十一年三月二十九日

青森県教育委員会

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会専決代決規程（昭和三十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、スポーツ健康課国民スポーツ大会準備室長及び文化財保護課三内丸山遺跡保存活用推進室長」を削る。

第四条第二項中「及び総合学校教育センター」を「、総合学校教育センター及び三内丸山遺跡センター」に改める。

別表第一学校施設課の項課長専決事項の欄中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同表スポーツ健康課の項課長専決事項の欄第一号中「都市公園法」の下に「（昭和三十一年法律第七十九号）」を加え、同欄第三号八中「第十一条」を「第十二条」に改め、同表文化財保護課の項課長専決事項の欄第十二号中「次号において同じ。」を削り、同号中イからニまでを削り、ホをイとし、ヘをロとし、同欄第十三号を削る。

別表第四に次のように加える。

三 内 丸 山 遺 跡 セ ン タ ー

- 一 三内丸山遺跡センターの施設設備の使用に関すること。
- 二 青森県総合運動公園（遺跡区域に限る。次号において同じ。）に係る都市公園法の施行に関する次のこと。
  - イ 第五条第一項の規定による公園施設の管理の許可に関すること。
  - ロ 第六条第一項の規定による都市公園の占用の許可及び同条第三項の規定による許可事項の変更に関すること。
  - ハ 第九条の規定による都市公園の占用に係る協議に関すること。
  - ニ 第十条第二項の規定による必要な指示に関すること。
- 三 青森県総合運動公園に係る青森県都市公園条例の施行に関する次のこと。
  - イ 第五条第一項の規定による行為の許可に関すること。
  - ロ 第七条の規定による許可の取消し等の監督処分に関すること。
  - ハ 第十六条第二項の規定による使用料の減免及び同条第三項の規定による使用料の還付に関すること。
- 四 三内丸山遺跡センター運営協議会委員に対する旅行依頼

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第三号

序 内 一 般  
青 森 県 立 郷 土 館

青森県立郷土館規則施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

青森県教育委員会

青森県立郷土館規則施行規程の一部を改正する訓令

青森県立郷土館規則施行規程（昭和四十八年七月青森県教育委員会訓令甲第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第二条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第七条第二項中「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第四号

序 内 一 般  
出 先 機 関  
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

青森県教育委員会

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程（昭和四十一年十二月青森県教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

別表の特別休暇の項中「第八条の第二項」を「第八条の第三項」に、「中学校就学の始期に達する」を「義務教育終了」に改め、同表の備考一中「中学校就学の始期に達する」を「義務教育終了」に改める。

附 則

1 この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この訓令の施行の日前に使用された改正前の青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程別表に規定する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして知事が定めるその子の世話を行うこと）をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇として使用されたものとみなす。

青森県教育委員会訓令甲第五号

序 内 一 般  
出 先 機 関  
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

青森県教育委員会

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会文書取扱規程（平成二十五年九月青森県教育委員会訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「青森県立郷土館」の下に、「三内丸山遺跡センター」を加える。

第九条第二項中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 三内丸山遺跡センター所長印

別表第一の2中 郷土館長印 24 を

郷土館長印 24

24

に改める。

三内丸山遺跡センター所長印 21

別表第二の(3)中

郷土館

青郷館

を

郷土館

青郷館

に改め、同表弘前実業高等学校

三内丸山遺跡センター所長

三丸七

藤崎校舎の項を削る。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第六号

青森県教育委員会関係職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

所 出 庁 内 一 般  
轄 先 機 関  
教 育 機 関

平成三十一年三月二十九日

青森県教育委員会

青森県教育委員会関係職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会関係職員被服貸与規程（昭和四十三年六月青森県教育委員会訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二教育庁教育政策課の項中「作業服上・下」を「作業服」に改め、同表教育庁職員福利課の項を削り、同表教育庁学校施設課の項及び教育事務所の項中「作業服上・下」を「作業服」に改め、同表総合社会教育センターの項を削り、同表に次のように加える。

三内丸山遺跡センター	調査、資料整理及び遺跡管理用	作業服	二年
		作業白衣	二年
		防寒服	二年
		長安全靴	二年
		ゴム長靴	一年

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第七号

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

青森県教育委員会

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令

青森県立学校職員規程（昭和三十二年十一月青森県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項中「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項」に、「第六条の六第一項」を「第六条の七第一項」に、「第六条の九第一項」を「第六条の十第一項」に改め、同条第二項中「第六条の三第二項」を「第六条の四第二項」に、「第六条の六第二項」を「第六条の七第二項」に、「第六条の九第二項」を「第六条の十第二項」に改め、同条第三項中「第六条の四第三項」を「第六条の五第三項」に、「第六条の七第三項」を「第六条の八第三項」に、「第六条の十第三項」を「第六条の十一」を「第六条の十二」に改める。  
様式第五号中「~~五~~」及び「~~六~~」を削る。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第八号

庁 内 一 般  
教 育 事 務 所  
各 関 係 学 校

非常勤職員給与支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

青森県教育委員会

非常勤職員給与支給規程の一部を改正する訓令

非常勤職員給与支給規程（昭和三十六年八月青森県教育委員会訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「六千四十円」を「六千六十円」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「二千八百円」を「二千八百十円」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭